## 令和7年度(2025年度)函館市立北中学校の部活動に係る活動方針

#### 活動方針策定の趣旨等

- ・本校は、学校教育目標等を踏まえ、「市立学校に係る部活動の方針(以下、「市の方針」 という。)に則り、「函館市立北中学校の部活動に係る活動方針(以下、「学校の活動方 針」という。)」を策定する。
- ・本校は設置する部活動について,市の方針に基づき,適切な運営のための体制を整備 し,適切な休養日等を設定するとともに,適切な指導等を行う。
- ・本校の部活動については、市の方針に定めるもののほか、次のとおり実施する。
- ・本方針は、市教委のホームページにおいても公表する。

## 1 適切な運営のための体制整備

## (1) 設置する部活動

本校は、次の部活動を設置する。

野球部	バスケットボール部 (女子)
サッカー部	吹奏楽部
バドミントン部	卓球部

#### (2)「部活動に係る相談・要望の窓口」の設置

校内に,「部活動に係る相談・要望の窓口」を設置する。

・相談・要望は、郵便、電話、ファクシミリ、持参のいずれかにより、下記の連絡 先あてに提出することとする。

連絡先:〒041-0836 函館市山の手3丁目58番1号

函館市立北中学校 部活動窓口 あて

TEL 0138-56-0553 FAX 0138-56-0580

## (3) 年間の活動計画,毎月の活動計画および活動実績の作成・提出

- ・各部活動の顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日および参加予定大会日程等) ならびに毎月の活動計画および活動実績(活動日時・場所、休養日および大会参加日程等)を作成し、校長に提出する。
- ・部活動の顧問は、毎月の活動計画にある活動の開始および終了時間を遵守すると ともに、計画を変更する場合は、あらかじめ校長の承認を得る。
- ・校長は、上記の各部活動の年間の活動計画、毎月の活動計画および活動実績等を もとに、教員や生徒の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えら れているか等の観点から、必要に応じて指導・是正を行う。
- ・校長は、各部活動の顧問に対し、当該顧問が年間および毎月の活動計画、活動全般および大会出場等に要する経費等に係る資料(部活動通信等)を配付するなど

して,「学校の活動方針」とあわせて,保護者・生徒の理解を得るよう指導すると ともに,部活動顧問や生徒・保護者の負担が過度とならないよう指導する。

#### 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

部活動の実施にあたっては、生徒の体調変化、気象条件や気温、湿度などの環境の変化に十分に注意するとともに、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)および体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

#### 3 適切な休養日等の設定

# (1) 休養日の設定

部活動の休養日については、次のとおりとする。

- ・原則、土日のいずれか1日を含む週2日を休養日とする。
- ・休養日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ・学校閉庁日(年末年始の休日を含む。)は休養日とし,道民家庭の日(毎月第3日曜日)は,可能な限り休養日とするよう努める。
- ・テスト期間前や職員会議日は、休養日とする。
- ・休養日には学校で行う朝練習や自主練習も行わない。
- ・長期休業中は、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも 多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン) を設ける。

## (2)活動時間の設定

部活動の活動時間については、次のとおりとする。

- ・1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の土日含む。)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的、効果的な活動を行う。
- ・大会等の当日において、活動時間が3時間以上になる場合は、十分な休養を取る ことができるよう、その後の休養日や活動時間を設定する。
- ・活動場所で測定した暑さ指数(WBGT)が31℃以上の場合は,原則として活動を行わない。